

東京新潟県人会会則改定（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会の名称は東京新潟県人会と称する。

（本部）

第2条 本会の本部は、事務所を一般財団法人東京新潟県人会館内に置く。

（組織および会員の構成）

第3条 本会は、新潟県出身者（以下、「個人会員」という）、及びその縁故者、新潟県出身者を主な構成員とする団体及び新潟県出身者が役員を勤める企業からなる会員をもって組織する。

（目的）

※

第4条 本会は一般財団法人東京新潟県人会館及びと連帯して会員の親睦を図り、地区県人会・郷人会との連携を密にして会員相互の親睦と福祉の増進及びと新潟県の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げるの事業を行う。

- （1）新潟県、及び地区県人会及び並びに郷人会等との交流。
- （2）文化、~~一~~教養及び~~一~~親睦等の行事。
- （3）会報の発行。
- （4）会員の慶弔、功労者・篤行者の顕彰。
- （5）その他必要と認める事業。

第2章 会計

（運営費）

第6条 本会の運営費は、会費、催事会費、寄付金及びその他の収入をもって~~充てる~~支弁する。

2 本会の資産は、会長が管理する。

（年会費）

第7条 本会の会費は、個人会費と団体会費とし、年会費は別に定める。

2 年会費の改定は会員総会の議決を要する。

（会計年度）

第8条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常務理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 若干名
- (6) 参事 若干名

(役員を選出・任期)

第10条 本会の役員は、次の方法・手続きによって選出されるものとする。

- (1) 会長・副会長・監事は、**個人**会員の中から総会の議決によって選出する。
- (2) 常務理事は、理事の中から会長が委嘱する。
- (3) 理事は、**個人**会員の中から会長が委嘱する。また、~~理事会の議を経て各地区県人会、郷人会の代表1名を会長が理事を委嘱する。代表者が交替した場合には自動的に新任の代表者がこれに代わるものとする。なお、新任の代表者の推薦により、前任者を引き続き会長が理事に委嘱できる。~~
- (4) 参事は、**地区県人会・郷会のより推薦により**も、~~会長が委嘱する。~~
 - 2 役員任期は、**2年**とする。但し、再任を妨げない。役員欠員に**伴ともな**って**う**前任者の後任として就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第11条 役員任務は、次に掲げるものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- ~~(2) 会長は、会務に関する重要事項については、常務理事会又は理事会の承認を得なければならない。~~
- (2) 副会長は、**正副会長会の構成員**として会長を補佐し、会長に事故あるときは、~~その職務を代行する。代行者は副会長の互選による。~~
- (3) 常務理事は、常務理事会を構成し、常務理事会の議決に**参画する**基づく日常の会務を掌理する。
- (4) 理事は、~~本会の管理・運営の責任者として理事会を構成し、本会のすべての業務に関する理事会決定事項の遂行の為その執行に当たる~~**理事会の議決に参画する。**
- (5) 監事は、**本会各種行事の収支に関する**し**その都度**監査を行い、**総会**その結果を理事会に報告する。
- (6) 参事は**県人会行事**を補佐し、理事会に出席し、~~意見を述べる~~ことができる。但し、~~議決権はない。~~

第4章 名誉会長・名誉顧問・顧問・相談役・名誉会員

(名誉会長・名誉顧問及び相談役)

- 第12条 本会に必要があるときは、**名誉会長及び名誉顧問は、会長の推薦により、総会の議決を経て、名誉会長1名及び名誉顧問・常任顧問若干名を置くことができる。**
- ~~2 常任顧問は正副会長会に出席し、意見を述べる~~ことができる。ただし**議決権はない。**
 - 2 顧問及び相談役は、会長の推薦により、**常務理事会の議を経て、若干名置くこと**

~~ができる。理事会の議を経て置く。~~

~~4 顧問及び相談役は、本会の管理・運営に関する重要事項について諮問に応ずるものとする。~~

(名誉会員)

第13条 本会に、名誉会員を置くことができる

名誉会員は、本会の功労者及び学識経験者からを、会長の推薦により、**常務理事会**の議を経て置くことができる。

第5章 総会・理事会・常務理事会・正副会長会

(会議)

第14条 本会の会議は、会員総会と、理事会、常務理事会~~及び正副会長会~~とする。

(会員総会)

第15条 会員総会は、毎年5月に開催する定時総会と必要に応じて開催する臨時総会とする。

2 **総会は、予算の議決・決算の承認に関する事項、会則の制定・変更に関する事項及び会長が総会に付することを相当と認めた事項を審議する。**

~~2-3 会員総会は、会長がこれを招集して議長となる。但し、会長に事故あるときは、副会長がその任に当たる。~~

~~3-4 会員総会の定足数は、定めず、且つ、議決は、出席個人会員の過半数で決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。~~

(理事会)

第16条 理事会は必要に応じて開催し、~~会員総会の議決した本会の議決した本会の管理・運営の執行に関する事項を審議する。~~

理事会は、**会長から承認を求められた本会の会務管理・運営に関する重要な事項について及び会長において必要と認めた事項を審議する。**

2 理事会は、会長がこれを招集し議長となる。但し、会長に事故あるときは副会長がその任に当たる。

3 理事会の定足数は定めず、~~且つ、~~議決は、出席理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(常務理事会)

第17条 **常務理事会は、会長から承認を求められた本会の会務に関する重要事項について審議する。**

2 常務理事会は、**会長がこれを招集し議長となる。**会長・副会長・常務理事で構成し、~~理事会の議決した日常会務の管理・運営につき審議し、会務を掌理する。~~但し常務理事会は、案件によりその執行を正副会長会に付託することができる。

3 **常務理事会の議決は、出席常務理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。**

~~第17条の2 会長並びに副会長は正副会長会を構成し日常会務の議決及び執行（第17条~~

~~但書で常務理事会から付託されたものを含む)~~を統括する。

(正副会長会)

※ 第18条 正副会長会は、会長及び副会長により構成し、本会の通常会務に関し審議議決する。

2 正副会長会は、会長が招集し議長となる。

※ ~~3 正副会長会の議決は、出席正副会長の過半数で決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。~~

3.4 一般財団法人東京新潟県人会館の理事長は、正副会長会に出席し意見を述べることができる。

~~(監事の意見陳述)~~

~~第18条 監事は、すべての会議において、本会の会計及び事業について意見を述べることができる。~~

第6章 事務局

(事務局)

第19条 本部に事務局を置く。

2 事務局職員は、会長の指示、命令に従い、本会の事務を行う。

~~2.3~~ 事務局の組織及び運営についての細則は別に定める。

第7章 委員会・部会・同好会

(委員会、部会)

第20条 本会は、会長の会務の執行を補佐して、第4条、第5条の目的及び事業を円滑に推進するために次の委員会及び部会を設ける。会長が必要と認めたときは特別委員会を設置できる。細則は別に定める。

(1) 委員会

~~(1)~~ ①総務委員会

~~(2)~~ ②財務委員会

~~(3)~~ ③文化委員会

~~(4)~~ ④組織委員会

~~(5)~~ ⑤広報委員会

~~(6)~~ ⑥女性委員会

(2) 部会

青年部

(同好会)

第21条 本会に常務理事会の承認を得て同好会を置くことができる。細則は別に定める。

第8章 改正

(改正)

第22条 この会則の改定は、会員総会の議を経て行う。

付則

この会則は、平成24〇〇年5〇〇月19〇〇日をもって改正し、同日より施行する。